

～㊦医療証をお持ちの方へ～

平成28年3月1日から県内の医療機関等で㊦医療証と他の公費負担医療受給者証が同時に使用できます

現在は・・・

㊦医療証と他の公費負担医療受給者証（特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、自立支援（更生、育成、精神通院）医療受給者証など）を医療機関等の窓口で提出した場合、自己負担が発生してしまい、翌月以降、市役所に償還払いの手続きが必要です。



平成28年3月1日からは・・・

神奈川県内の医療機関等（一部医療機関を除く）の窓口で健康保険証、㊦医療証、他の公費負担医療受給者証を同時に提出いただくと、自己負担が発生しません。（※

1)

ご不明な点は平塚市役所障がい福祉課地域生活支援担当までお問い合わせください。

電話：0463-21-8774（直通）

FAX：0463-21-1213

※1 ㊦医療証の助成対象外の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、保険適用外の医療費及び介護保険適用のサービス利用自己負担、療養型病床、訪問介護等は自己負担となります。